

資料4-1
～
資料4-5

ご説明資料

令和5年6月

- 評価基準の審査については、IRの基本方針において「評価基準に従って、審査委員会が評価を行い」、「国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、……優れた区域整備計画を認定するものとする。」と明記されている。
- 要求基準の適合の確認については、評価基準の審査を行う大前提となること、項目によっては評価基準と同一の事象を扱っており認識の整合性が求められることから、要求基準に関して国土交通省(観光庁)において整理した確認結果について、審査委員会においてその適・不適を判断いただくこととしており、これまでも「要求基準 確認内容」案に始まり、審査委員会に累次お諮りしている。なお、法律に基づく行政庁の権限に係る行為として、最終的に判断を行うのは、評価基準に基づく認定可否と同様に、国土交通省(大臣)であると考えられる。

(参考)

○特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抜粋)

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

7 認定審査の基準

(1) 審査の基準の構成及び認定審査のプロセス

国土交通大臣は、IR整備法第9条第11項の規定に基づき、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、区域整備計画の認定をすることができるものとされている。したがって、区域整備計画について認定を受けるためには、同項第1号から第6号までに掲げる基準に適合するものである必要がある。さらに、同項第7号において、認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えてはならないこととされていることから、同項第1号から第6号までに掲げる基準に適合するもののうちから、3を超えない範囲内で優れた区域整備計画を認定することが求められている。

これを踏まえ、認定審査の基準を明確化するとともに、公平かつ公正に審査を行う観点から、以下のとおり、認定を受けるために適合していなければならない基準(以下「要求基準」という。)と、申請のあった区域整備計画が優れたものであるかを公平かつ公正に審査するための基準(以下「評価基準」という。)を定めることとする。

IR整備法第9条第1項の規定に基づく認定の申請のあった区域整備計画については、まず、要求基準に適合するものかどうかの確認を行い、要求基準に適合しない場合には、認定を行わない。

要求基準に適合する場合は、評価基準に従って、審査委員会が評価を行い、その結果を国土交通大臣に報告する。国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えない範囲内で、優れた区域整備計画を認定するものとする。

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（第6回）

議事次第

日時：令和4年4月22日（金）15:15～16:45
（現地とWEBによるハイブリッド会議）

1 開 会

2 議 題

- （1）現状の動向とスケジュール
- （2）要求基準の確認について

3 閉 会

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
3. IR区域の一体的な管理	IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。	①IR区域が、一団の土地の区域として、IR事業者により一体的に管理されるものであることを証する事項	<p>(基本方針の記述を参考にしつつ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の配置図等を踏まえ、IR区域が、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、IR施設の敷地と同一の単一の区画となっているか確認する。 また、IR区域をIR事業者が一体的に管理することとなっているか確認する。 <p>-----</p> <p>(基本方針の関連記述)</p> <p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項 2 IR区域の在り方</p> <p>IR区域は、IR施設の敷地と同一の単一の区画を指すものであり、IR整備法では、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、当該IR施設を設置し、及び運営する民間事業者により当該区域が一体的に管理されるものとしている。</p> <p>そのため、IR施設の規模に比べ相当程度幅広い道路や河川等で実質的に分断されるなど社会通念上一体と言えないものはIR区域として認められない。一方、IR区域として整備される土地の区域が道路や河川等をまたぐ場合であっても、専用の橋で結ぶことにより来訪者が徒歩で行き来できるなど、IR施設間の回遊性が阻害されず、機能的に一体であると判断される場合には一団の土地の区域に該当し得る。</p> <p>また、IR施設は土地に設置することが必要であり、例えば、河川、海、湖沼など土地でないものに設置することは認められない。</p> <p>さらに、IR事業者は必ずしもIR区域内の全ての土地を所有する必要はないものの、所有しない場合であっても地権者との契約によって一体的に管理することが求められる。</p> <p>-----</p>

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（第12回）

議事次第

日時：令和4年8月9日（火）15:00～17:00
（現地とWEBによるハイブリッド会議）

1 開 会

2 議 題

- （1）要求基準の取扱い
- （2）プレゼンについて
- （3）今後の審査の進め方について

3 閉 会

【要求基準3】 IR区域の一体的な管理

IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・施設の配置図等を踏まえ、IR区域が、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、IR施設の敷地と同一の単一の区画となっているか確認する。</p>	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○区域整備計画(p.16)において、IR区域が、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、IR施設の敷地と同一の単一の区画となっているか確認した。</p>
<p>・また、IR区域をIR事業者が一体的に管理することとなっているか確認する。</p>	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○区域整備計画(p.16)において、IR区域をIR事業者が一体的に管理することとなっているか確認した。</p>

○区域整備計画の申請前(2021年9月)、都道府県等からの質問に対して、IR事業を行おうとする民間事業者が設立されていない場合の区域整備計画上の記載について、次のとおり回答している。

【認定申請期間前に都道府県等から受け付けた認定申請の手引き等に関する質問に対する回答】一部抜粋

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
23	手引き	要求基準7の添付書類(誓約書)	25	添付書類「IR整備法その他の法令の規定を遵守する旨の誓約書」について、 <u>区域整備計画の認定後にIR事業者を設立する場合は、IR事業者を設立しようとする者及び設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者となる民間事業者の誓約書を添付する</u> という理解で良いか。	特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第9条第1項の規定に基づき、設置運営事業等を行おうとする民間事業者がまだ設立されていないときは、 <u>発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者の誓約書を添付</u> してください。
24	手引き	要求基準7の添付書類(定款)	26	添付書類「設置運営事業者等の定款」について、 <u>区域整備計画の認定後にIR事業者を設立する場合は、区域整備計画の認定申請時点で想定している定款(案)を添付する</u> という理解で良いか。	<u>認定申請時点で予定している定款を添付</u> してください。

【特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)(抄)】

(区域整備計画の認定)

第九条 都道府県等は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画(以下「区域整備計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。この場合において、当該民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者と区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請するものとする。

2~14 (略)

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（第2回）

議事次第

日時：令和3年9月16日（木）10:30～12:00
（開催方式：WEB会議）

1 開 会

2 議 題

- (1) 区域整備計画の認定申請手続、認定審査に関する基本的事項
- (2) 区域整備計画に係る様式集、認定申請の手引きに対する質問・意見への回答
- (3) その他

3 閉 会

- 要求基準8の観点からは、区域整備計画においてIR事業者の役員、主要な株主の氏名・住所等の明記が必要となる。
- その前提として、これら役員、株主が特定されていることが必要。

【要求基準8】 特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日)

- ① IR事業者の役員及び株主又は出資者について、
 - (i) カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、
 - (ii) 暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、
 - (iii) 暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、
- ② IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。

【区域整備計画の記載項目】 特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示(令和2年12月23日)

- ① IR事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② IR事業者の役員の氏名又は名称及び住所
- ③ IR事業者の役員等から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置
- ④ IR事業者の主要株主等基準値^(※1)以上の数の議決権等の保有者^(※2)の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- ⑤ IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者^(※2)ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額

※1 主要株主等基準値:議決権 ⇒ 総株主又は総出資者の議決権の100分の5

株式又は持分 ⇒ 発行済株式(当該会社の有する自己の株式を除く。)又は出資の総数又は総額の100分の5

※2 IR事業者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者を含む。

【要求基準8】IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除について <前回資料と同じ>
資料4-4

- 長崎について、これまで行ってきた審査を通じて判明した情報をもとに、提出が必要となる情報と提出状況を整理すると、以下のとおり。
- 前頁で挙げた役員、株主等の情報については、長崎の区域整備計画では十分に記載されていない。
- これを踏まえ、長崎に対して、数か月以上の期間を設けて、それまでに十分な回答(提出)を求める最終期限として、必要な情報の提出を求めることとしたい。

※ 区域整備計画において、現在記載の役員のほかに「IR事業者の出資企業及び業務委託予定企業の経験を有する人材を役員に任命する」旨が、質問回答において、「資金調達先や調達方法を一部変更する可能性がある」旨が記載されていることから、当該変更後の情報について確認することとする。

【必要な情報の提出状況】 ○:提出済 △:一部のみ提出済 ×:未提出 -:提出不要

※細部の一部は精査中

		代表者or管理人 の氏名	役員 の氏名or名称	役員 の住所	株主等の情報 (「議決権等の保有者 ごとの株式又は持分 の種類、数及びその 割合並びに出資の金 額」)
IR事業者	KYUSHUリゾートジャパン	○	△	△	△
主要株主等基準値 以上の数の議決権 等の保有者	Casino Austria International Japan (CAIJ) (出資者)	○	○	○	△
	■■■■■ (出資者)	○	○	×	-
	■■■■■ (出資者)	×	×	×	△
	■■■■■ (出資者)	×	×	×	-

- 他国のIR選定や我が国の空港コンセッションにおける資金調達の審査においては、コミットメントレターの提出を必須の要件としていないものが見られる。

